

<居宅介護支援>

【令和7年4月1日現在】

事業所名	介護センター眉丈園		
事業の種類	居宅介護支援事業	介護保険事業所番号	第1770700027号
事業所の所在地	石川県羽咋市的場町稻荷山出口26番地2		
事業所の連絡先	0767-22-5262	管理者	前波 悅子
運営方針	利用者が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、利用者及びその家族等の希望を勘案し、利用する介護サービスの種類、内容、その担当者等を定めた計画を作成し、計画に基づくサービスが総合的、一体的、効果的に提供できるよう配慮します。		
サービス内容	① 利用者の心身の状況や利用者及びその家族等の希望をお伺いして居宅サービス計画を作成します。 ② 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。 ③ 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になった場合又は、介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、紹介その他の便宜の提供を行います。		
営業日及び営業時間	営業日：毎週月曜日から金曜日 但し、祝祭日及び12月31日から1月3日までは休業となります。 営業時間：午前8時30分から午後5時15分 但し、緊急時は24時間連絡可能です。		
通常の事業の実施地域	羽咋市		
従業者の職種、員数	管理者1名（兼務）、介護支援専門員2名以上		
緊急時の対応方法	① 居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は、別に定める事故対策規定に基づき適切に対応します。また、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ② 当事業所において、利用者に対する居宅介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。		
苦情相談窓口	窓口：眉丈園苦情解決委員会 責任者：施設長 福田 祥 担当者：介護センター眉丈園 管理者 前波 悅子 連絡先：0767-22-5262		
第三者評価の実施状況	当事業所は、石川県福祉サービス第三者評価を受審していません。		
利用料 (1ヶ月)	要介護1、要介護2：10,860円 要介護3、要介護4、要介護5：14,110円 ※ 但し、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。		
その他の費用	通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費。 通常の事業の実施地域を超えた地点から 片道概ね 3km迄は 1,000円、 以後、1Kmを超える毎に 50円が加算されます。		
サービス利用に関する留意事項	① サービス提供時に担当の介護支援専門員を決定します。 ② 事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがありますが、ご利用者等に不利益が生じないよう配慮いたします。 ③ 担当の介護支援専門員の交替は、理由を明らかにして申し出てください。但し、特定の介護支援専門員の指名はできません。		